

○大船渡市6次産業化支援事業補助金交付要綱

平成27年9月16日告示第156号

改正

令和4年4月1日商工港湾部長決裁

大船渡市6次産業化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 当市の地域産業の活性化を図るため、地域の農林水産物を活用した加工品等を開発し、又は加工施設等を整備する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1次産業 農業、林業、畜産業又は水産業をいう。
- (2) 地域の農林水産物 市内で水揚げされた水産物又は市内に住所を有するものが生産した農林畜産物をいう。
- (3) 加工品等 地域の農林水産物を主な原材料とし、又は特徴づける原材料とする加工品又は調理品をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（市が実施する他の補助金の交付を受ける者を除く。）のうち、市税を滞納していないものとする。

- (1) 市内で事業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）（第4に規定する加工施設等整備事業を行う者にあつては、第1次産業に従事する事業者に限る。）
- (2) 市内に事業所を有する農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）又は森林組合法（昭和53年法律第36号）の規定に基づく組合
- (3) 前2号に規定する者を構成員とする団体（第4に規定する加工施設等整

備事業を行う団体にあつては、第1次産業に従事する事業者を構成員を含む団体に限る。）

（補助対象事業）

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 加工品等開発事業 加工品等を開発する事業

(2) 加工施設等整備事業 次に掲げる事業

ア 加工品等の開発又は製造に必要な加工施設、機械等を整備する事業

イ 地域の農林水産物及び加工品等を販売し、又は提供する施設、什器等を整備する事業であつて、地域の農林水産物及び加工品等が販売総額の5割以上を占めるもの

（補助対象経費及び補助金の額）

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付決定）

第6 市長は、補助金の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、大船渡市6次産業化支援事業補助金交付決定（変更）通知書（様式第1号）又は大船渡市6次産業化支援事業補助金不交付決定通知書（様式第2号）により申請をした者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第7 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 第3に規定する補助事業者としての要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消す場合は、大船渡市6次産業化支援事業補助金交付決定（一部）取消通知書（様

式第3号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8 第7の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取消しに係る補助金が既に支払われているときは、補助事業者は、14日以内にその返還をしなければならない。

(補助事業に要する経費の配分及び内容の変更)

第9 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助対象事業の事業費の20パーセント以内の経費の配分に係る増減
- (2) 補助金交付額の変更を伴わない対象事業費の変更
- (3) 補助金交付額の20パーセント以内の減額変更で、事業計画の大幅な変更を伴わない変更

(申請の取下期日)

第10 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(運営状況報告書の提出)

第11 加工施設等整備事業を行う補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から3年間、運営状況報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(改善指導)

第12 市長は、第11の運営状況報告書に基づき、補助事業者の運営について改善の必要があると認める場合は、指導助言を行うものとする。

(書類の整備)

第13 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助対象経費に関する収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(提出書類)

第14 規則の規定により提出する書類及び提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

前 文 (抄) (平成27年 9月16日告示第156号)

平成27年10月 1日から施行する。

附 則 (令和 4年 4月 1日商工港湾部長決裁)

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

別表第 1 (第 5 関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
加工品等開発事業	左欄の補助対象事業に要する経費のうち次の各号に掲げるもの (1) 原材料費、機械装置等のレンタルリース経費、外注加工費、試作開発費、検査分析費その他加工品等の試作開発に要する経費 (2) 調査研究費その他市場評価の実施に要する経費 (3) 広報宣伝費、展示会等出展費その他販路開拓に要する経費 (4) 共通経費等 (直接人件費を除く。)	左欄の補助対象経費の 3 分の 2 に相当する額以内の額 (当該額が 50 万円を超える場合にあつては、50 万円)。ただし、大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の主なプロジェクトで、施策の実現に資する事業については、左欄の補助対象経費の 3 分の 2 に相当する額以内の額 (当該額が 100 万円を超える場合にあつては、100 万円) とする。 なお、1 補助事業者につき 1 年度あたり 1 回の補助とし、2 年

		度を限度とする。
加工施設等整備事業	左欄の補助対象事業に要する経費	左欄の補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額(当該額が50万円を超える場合にあつては、50万円)。ただし、1補助事業者につき1回の補助とする。

別表第2 (第14関係)

条項	提出書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	大船渡市6次産業化支援事業補助金交付申請書	第5号	別に定める。
規則第10条の規定による書類	大船渡市6次産業化支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書	第6号	別に定める。
規則第14条第1項の規定による書類	大船渡市6次産業化支援事業補助金交付請求書	第7号	別に定める。